

令和4年1月25日

まん延防止等重点措置の実施について

I これまでの経緯及び現在の感染状況等

(1) これまでの経緯

- 県では、1月20日の対策本部会議において、現在の感染状況や病床使用率等を踏まえ、福岡コロナ警報を発動し、不要不急の県境をまたぐ移動を極力控えることや飲食店における営業時間短縮などの県民及び事業者の皆様に対する県独自の要請について、1月24日から実施することを決定した。
- 警報発動後、直ちに国とまん延防止等重点措置の適用について協議を開始し、その後、1月23日には病床使用率が20%を上回ったことなどから、1月24日、本県と生活圏が重なっている地域も多い佐賀県及び大分県とともに、国に対してまん延防止等重点措置の適用を正式に要請した。

(2) 感染状況

- オミクロン株の影響による爆発的な感染拡大が続いており、1月22日には新規陽性者数が過去最多の2,830人となった。
- 直近1週間の人口10万人当たりの数は、1月24日時点で309.9人となり、すでに第5波のピーク時(同148.2人)の2倍以上となっている。東京都(同431.7人)や大阪府(同477.6人)などの感染状況を踏まえると、本県においてもさらなる感染拡大が懸念される。
- 地域別に見ると、福岡市(同467.0人)や北九州市(同286.3人)といった都市部に留まらず、すべての地域で100人を上回るなど、全県的に感染が広がっている。
- 年代別では、30代以下の若い世代で全体の7割以上を占める傾向に変化はないものの、40代以上の割合が上昇しており、今後、感染拡大が続けば、重症化リスクの高い高齢者等への感染拡大や医療への負荷が高まることも懸念される。

(3) 医療提供体制の状況

- 感染拡大に伴い、このところ入院者数は毎日30~50人程度増加してお

り、1月24日時点で398人となっている。

- 重症者数は引き続き非常に低い水準で推移しているものの、中等症者数は1週間で約6倍(16人→95人)に増加しており、今後、重症者が増加するおそれもある。
- 病床使用率は1月24日時点で25.4%、重症病床使用率は0.9%となっている。入院者数のピークはこれまで新規陽性者数のピークから1、2週間程度遅れて来る傾向にあるため、新規陽性者数が急増している中、決して予断を許さない状況にある。

II 今後の対応

(1) まん延防止等重点措置の実施

- 本日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、本県を含む18道府県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加し、その期間については、1月27日から2月20日までとすることを決定した。
- これを受け、県では、1月26日までは県独自措置を、1月27日からはまん延防止等重点措置を徹底することにより、感染の封じ込めを図っていく。
- 措置区域については、全県的に感染が拡大していることを踏まえ、現在の県独自措置と同様に県内全域とする。
- 県民及び事業者の皆様には次のとおり協力を要請する。

(2) さらなる感染拡大時の対応

- 今後、病床使用率が福岡コロナ特別警報の発動基準である30%を上回った場合には、専門家の意見や市町村との協議を踏まえて総合的に判断し、現在の警報から特別警報に切り替える。
- 病床確保計画については、特別警報発動と同時に最終フェーズである「フェーズ5」に引上げ、確保している1,558床すべての即応化を図る。
- あわせて、病床使用率が50%を上回り、国の分科会が示すレベル分類がレベル3となるおそれもあることから、他都道府県の動向等も注視しながら、対応策について国と緊密に協議していく。

Ⅲ 県民・事業者に対する要請

Ⅰ 県民への要請

区域：県内全域

期間：令和4年1月27日（木曜日）0時から2月20日（日曜日）24時まで

(1) 外出・移動（特措法第24条第9項）

- ① 外出にあたっては、ワクチンを接種された方を含め、マスク（不織布マスクを推奨）を着用し、訪問先での手指消毒や検温等を行うこと。

目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛すること。

特に、発熱等の症状がある場合は、外出を避け、積極的に医療機関等を受診し、検査を受検すること。

- ② 不要不急の県境をまたぐ移動、特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、極力控えること。

どうしても移動が必要な場合は、「対象者全員検査」※を行い、検査結果が陰性であることの確認を行うこと。

※「対象者全員検査」とは、まん延防止等重点措置等により県が移動や飲食・イベントにおける人数制限を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、制限の緩和を可能とするもの。

(2) 飲食

- ① 外食の際は、県の第三者認証を受けた感染防止認証店※をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店を選び、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること。（特措法第24条第9項）

※ 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証した飲食店

- ② 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと。（特措法第31条の6第2項）

- ③ 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。（特措法第24条第9項）

（ただし、「対象者全員検査」を行い、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用も可とする）

- ④ 人数にかかわらず感染防止対策が十分でない場合は、感染リスクが高くなることから、別添「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。
- ⑤ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、2時間以内とすること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑥ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑦ 屋外の飲食であっても、人との距離の確保、会話の際のマスク着用などの感染防止対策を徹底し、大声での会話など感染リスクが高くなる行動は避けること。

(3) カラオケ設備の利用

- ① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
- ② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。
- ③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

(4) 基本的な事項

- ① ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。

(5) 無料検査の実施(特措法第24条第9項)

区域: 県内全域

期間: 令和3年12月26日(日曜日)から令和4年2月20日(日曜日)まで

- ① ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

※検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

※発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。

2 飲食店への要請

区域: 県内全域

期間: 令和4年1月27日(木曜日)0時から2月20日(日曜日)24時まで

(1) 営業時間短縮の要請

<対象>

飲食店(特措法施行令第11条第14号)

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)を含む。
- ・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合を除く。

<内容>

① 感染防止認証店

- ・営業時間を5時から21時までの間(もともとの営業時間が、5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外)とし、酒類については、提供時間を11時から20時30分(オーダーストップ)までとすること。
又は、営業時間を5時から20時までの間(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)とし、酒類の提供を行わないこと。
(特措法第31条の6第1項)
- ・福岡県から交付を受けた「感染防止認証マーク」を店外の利用者の見える場所に掲示し、認証書は店舗内の利用者の見える場所に掲示すること。(特措法第24条第9項)
- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。(特措法第24条第9項)
(ただし、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」による、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の案内も可とする)

② 感染防止認証を受けていない店

- ・営業時間を5時から20時までの間(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)とし、酒類の提供を行わないこと。(特

措法第31条の6第1項)

- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。(特措法第24条第9項)

(2) カラオケ設備の利用店

- ① マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。
- ② 利用者の「三つの密」を避け、換気の確保等、感染対策を徹底すること。
- ③ 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。

(3) 感染防止対策の徹底

- ・別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。
- ・感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。

【協力金】

- 【第14期】令和4年1月24日(月)0時~2月20日(日)24時まで、営業時間短縮等に協力した飲食店等に対し協力金を給付する。

- 給付額

ア 営業時間を5時から21時までの間とし、酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとした場合。

- ・中小企業:売上高に応じて1日2.5万円~7.5万円
- ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円

イ 営業時間を5時から20時までの間とし、酒類の提供を行わない場合。

- ・中小企業:売上高に応じて1日3万円~10万円
- ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円

※感染防止認証店は、ア、イのいずれかを選択できる。選択した要請内容を要請期間の途中で変更できない。いずれの要請に応じているかを来店客に対し明示する必要がある。

- 申請受付期間

2月21日~3月20日(電子申請及び郵送申請)

※申請方法については別途発表

【協力金の先渡しを行います】

- 協力金の受給実績がある飲食店等に【第14期】協力金の一部を先渡給付する。
- 先渡給付額 ※差額分は本申請時に追加給付
上記ア場合 47万5千円(2.5万円×19日)
上記イ場合 57万円(3万円×19日)
- 先渡給付申請受付期間
1月24日～2月11日(電子申請及び郵送申請)

3 催物(イベント・集会等)の取扱い

(1) 催物(イベント・集会等)の開催制限(特措法第24条第9項)

区域: 県内全域

期間: 令和4年1月27日(木曜日)0時から2月20日(日曜日)24時まで

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

① 5,000人超のイベント(大声なし)

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

- ・人数の上限 20,000人(「対象者全員検査」により、20,000人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は、収容定員まで追加可)

・収容率の上限 100%

② それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況をホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

ア 収容定員が設定されている場合

人数の上限 5,000人

かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)

イ 収容定員が設定されていない場合

大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断するこ

と。

(2) その他の要請

- ① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。
- ② 主催者は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

4 事業者への要請(飲食店を含む)

区域: 県内全域

期間: 令和4年1月27日(木曜日)0時から2月20日(日曜日)24時まで

- (1) 業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項)
- (2) 飲食店や宿泊施設は、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得に努めること。
- (3) 職場への出勤等
 - ① 在宅勤務(テレワーク)の活用、出勤者数の削減、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
 - ② 「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。
特に、「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等はCO₂センサー等により換気の状態を確認すること。
 - ③ 感染防止のための取組※を徹底すること。
※感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策)

- ④ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。感染対策が徹底されていない飲食店の利用を控えるよう求めること。
- ⑤ 別添3に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(4) 集客施設に対する要請(特措法第24条第9項)

- ① 入場の際に、混雑を回避するための措置を講ずること。
- ② 入場者に対して、マスク着用を周知すること。
- ③ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を実施しない者の入場を禁止すること。
- ④ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を講ずること。(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ⑤ 手指の消毒設備を設置すること。

(5) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。(特措法第24条第9項)
- ② 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ⑤ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職

員に対する研修を行うこと。

- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

5 学校等に対する要請

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施し、身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限すること。

特に、部活動、課外授業等においては、学校の管理職員及び職員に対し、感染防止対策の徹底を図ること。

6 県主催イベントの対応について

上記 3 と同様の取扱とする。

なお、対応状況は、県のホームページに随時掲載する。